

作成日 2024 年 10 月 4 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2024-1-556

課題名： 当院における潰瘍性大腸炎関連癌 サーベイランスの実態に関する後方視的研究

1. 研究の対象

2014 年 1 月～2023 年 12 月に当院で大腸内視鏡検査及び生検検査を受けられた潰瘍性大腸炎の方

2. 研究期間

2024 年 10 月（研究実施許可日）～2025 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日： 2024 年 11 月 25 日

提供開始予定日： 該当なし

4. 研究目的

当院における潰瘍性大腸炎関連癌のサーベイランスの実態を把握し、よりよい検出方法を評価すること

5. 研究方法

当院消化器内科で 2014 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに施行した内視鏡検査うち、潰瘍性大腸炎の診断であり生検検査を施行したものを抽出します。該当症例に関して、電子カルテから病歴や治療歴等、また内視鏡検査結果から検査施行医や生検方法等の情報を収集します。また生検結果から大腸癌の診断の有無を確認します。上記のデータ内容を収集後に解析を行い、潰瘍性大腸炎関連癌の検出の関連性について評価を行います。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報： 生年月日、病歴、治療歴、内視鏡結果、病理組織検査結果 等

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

当院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究で使用する研究費はありません。

外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学病院消化器内科 下山雄丞

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

連絡先：022-717-7171

yusuke_shimoyama@med.tohoku.ac.jp

当院の研究責任者：東北大学病院消化器内科 角田洋一

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合